

株式会社日本証券クリアリング機構における清算業務の制度見直し等に伴う
当社関連諸規則の一部改正について

2017年12月26日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、来年2月13日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が来年2月13日に予定している市場デリバティブ取引に係る清算業務の制度見直しに伴う取引制度の一部見直しに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. 建玉等の申告方法の変更

(1) クローズアウト数量等申告

- ・ 非清算参加者は、転売及び買戻しの数量並びに転売又は買戻しによらずに決済しようとする数量を指定清算参加者に対して申告するものとします。
- ・ 顧客は、転売又は買戻しによらずに決済を行う場合は、取引参加者に申告するものとします。

(備考)

- ・ 清算・決済規程第4条の2、第5条、第10条、第18条の2の4及び第19条
- ・ 証拠金規則第37条第5項

(2) ポジション申告

- ・ 非清算参加者は、売建玉及び買建玉に係る情報を指定清算参加者に対して申告するものとします。

- ・ 証拠金規則12条及び先物・オプション取引口座設定約諾書第34条第2項第3号

2. 建玉移管に係る変更

- ・ 建玉移管は、クリアリング機構が承認した時に成立するものとします。

- ・ 証拠金規則第17条第1項

3. 取引証拠金制度の見直しに伴う変更

- ・ クリアリング機構が顧客の証拠金所要額を引き上げた場合であって、取引参加者が自己の金銭をもって当該

- ・ 証拠金規則第30条第1項

引上げ額に相当する額をクリアリング機構に預託することを、取引参加者と当該顧客との間で合意し、取引参加者がクリアリング機構にその旨を申請した場合には、当該額を証拠金所要額から控除するものとします。

4. 適格担保の見直しに伴う変更

(1) 外国通貨の導入

- ・ 顧客が証拠金として差し入れ又は預託することができる金銭について、円貨のほかクリアリング機構が指定する外国通貨によるものとします。
- ・ 外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、受入証拠金の総額の計算における当該金銭の額は、当該金銭の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨 1 単位当たりの円貨額により円貨に換算した額にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率を乗じた額とします。
- ・ 顧客が外国通貨を差し入れ又は預託する場合は、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとします。
- ・ 非清算参加者が外国通貨を差し入れ又は預託する場合は、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとします。

・ 証拠金規則第 3 条の 2

・ 証拠金規則第 6 条第 7 項等

・ 証拠金規則第 30 条第 7 項及び先物・オプション取引口座設定約諾書第 6 条の 2

・ 証拠金規則の取扱い第 1 条の 2

(2) 外国国債証券の対象範囲の拡大

- ・ 顧客が証拠金として差し入れ又は預託することができる有価証券について、クリアリング機構が指定する外国国債証券によるものとします。
- ・ 顧客が外国国債証券を差し入れ又は預託する場合は、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとします。

・ 証拠金規則第 2 条第 22 項

・ 証拠金規則第 30 条第 6 項

5. アフィリエイトに係る未決済約定の引継ぎの取扱い

- ・ 支払不能取引参加者と同一の企業集団に属する者又は支払不能取引参加者と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者のうち、未決済約定の引継ぎを行うことが適当でないと認める顧客の委託に基づく未決済約定について、当社が指定する他の取引参加者をし

・ 証拠金規則第 21 条第 1 項第 2 号及び先物・オプション取引口座設定約諾書第 17 条第 5 項第 2 号等

て転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができるものとします。

6. ギブアップ制度に係る変更

- ・ ギブアップ・テイクアップの申告期限を変更します。

- ・ 業務規程施行規則第24条及び第25条等

7. その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

(注) 上記の規則名の略称は以下のとおり。

- ・ 証拠金規則：先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則
- ・ 証拠金規則の取扱い：先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い

III. 施行日

- ・ 2018年2月13日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2018年2月13日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行します。

以 上